１．はじめに

２０２５年４月より、米国ワシントン特別区に滞在し、Finnegan, Henderson, Farabow, Garrett & Dunner, LLP（以下 「Finnegan」）にて、半年間研修を受講しております。研修中に学んだ米国商標制度や判例について、簡単にご紹介します。

２．米国における意匠の動向について

タイトルには『商標』と記載しておりますが、今回は趣向を変えて『意匠』の制度と最新の動向をお知らせいたします。本内容は、２０２５年７月１６日に USPTO が開催したセミナー[1]を基にしております。

（１） 意匠制度の概要

米国では、特許法の一部として「意匠特許（Design Patent）」が規定されています。意匠は「製造物品のための新規で独創的かつ装飾的な意匠（A design consists of the visual ornamental characteristics embodied in, or applied to, an article of manufacture）」と定義されています。特許と同様に以下の要件が審査されます。権利期間は登録日から１５年です。

＜要件＞

Novelty（新規性）	New（新規）又は Novel（先行技術によって予想されるものではない）であること
Non obviousness （非自明性）	当該分野の通常のデザイナーにとって、出願意匠と先行意匠（先行意匠は、同一又は類似分野の物品の意匠に限られる）との差異が自明ではないこと
Sufficiency and clarity of the disclosure and claim （開示及びクレームの明確性・十分性）	当該分野の技術者がその意匠を把握できるように十分に記述されていること。 特許と同様にクレームを記載する必要があります。クレームは通常１つしか認められていません。 しかし、以下に示すように、外観と形状が類似している限り（patently indistinct、特許的に明らかに区別できない場合）、単一のコンセプトの複数の実施形態を１つの意匠出願で提出することができます。

[1] USPTO Hour: An overview and statistical update on design patents
https://www.uspto.gov/about-us/events/uspto-hour-overview-and-statistical-update-design-patents

	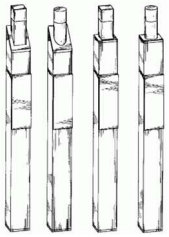 https://www.uspto.gov/patents/basics/apply/design-patent

（２）ハーグ国際出願と直接出願の違い

米国への直接出願の場合には、特許として認可されるまで非公開ですが、ハーグ国際出願の場合には審査前に公開される点には注意が必要です。

審査期間についても、ハーグ国際出願の場合には条約の規定により１２か月以内に特許査定を目指すべき旨の義務があるため、現在のところ９か月程度で対応しているとのことです。

一方、米国直接出願の場合には、ファーストアクションまでの平均期間は、意匠出願が提出されてから１６か月（2025 年 5 月時点）ですが、将来的にはハーグ国際出願と直接出願の差をなくすことを目指しているとのことです。

（３）出願数について

２００９年より継続的に増加傾向にあり、２０２４年には前年比５．６％増が見込まれています。出願は全３３の意匠分類のいずれかに基づいて行われますが、２０２５年で最も多かった分類は、Ｄ１４（スマートフォン、タブレット、ＧＵＩ、アイコン）で、次いでＤ６（家具類)、Ｄ２１（ゲーム、おもちゃ、スポーツ用品）とのことです。

Design Application Filings

Application filings are Design filings, or the incoming patent application workload. The bar chart reflects the cumulative number of application filings this fiscal year in each of the preceding three months. Continuation, continuation-in-part, divisional, and Continued Prosecution Application (CPA) applications are included in the total.

Number of years to display 10 Update

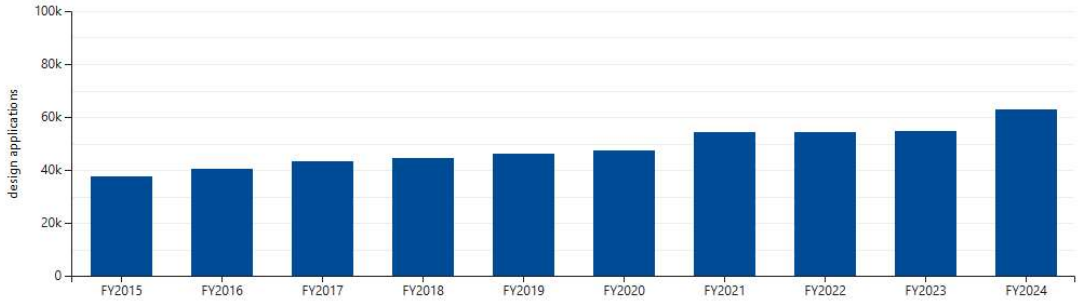

https://www.uspto.gov/dashboard/patents/design.html

（４）早期審査制度について

意匠特許出願における早期審査制度「ロケット・ドケット・プログラム」が２０２５年４月１７日付で運用停止になりました。当該制度利用者数の増加により、審査業務の負担が多くなったことが原因とのことです。ただし、引き続き、健康又は年齢を理由とする早期審査の請願手続きは利用可能とのことです（37 CFR l.102(c)(l)）。

（５）審査期間短縮のための施策

高度な AI とコンピュータビジョン技術を活用して、参考画像（プローブ画像）と 1,450 万件以上の意匠特許・登録出願、及び 8,000 万点以上の画像を瞬時に比較・検索し、類似性に基づいて検索結果が整理して表示されるように設計・トレーニングされたツールである「DesignVision」が、2025 年 10 月 1 日に全審査官向けに正式ローンチされる予定です（以降、審査における使用が必須となる）。

2020 年 2 月にパイロット運用が開始され、2024 年 11 月からは 20 名の supervisory 審査官が実際に使用を開始しています。一般向けの追加情報も近日中に公開される予定とのことです。　ご参考）https://www.uspto.gov/about-us/news-updates/uspto-launches-new-design-patent-examination-ai-tool

３．判例のご紹介

以下の判例を読み、要約を作成しました。要約は Finnegan ウェブサイト内のブログに掲載されています。

「C/SHARPE」事件

（*In re C-Sharpe Co., LLC,* Serial No. 98269432）

C-Sharpe Co., LLC は、「C SHARPE」（第 37 類：建築工事等）という商標を、「使用」を出願の基礎として出願しました。出願にあたり、実際の使用を示す証拠（specimen）として「C/SHARPE COMPLEX BUILDING RESTORATION」と付されたカタログ（使用証拠 1）を提出しました。

しかし、審査官は、出願商標と使用証拠の商標が一致しておらず、「substantially exact representation（実質的に正確な表示）」の要件を満たしていないとして、商標法第 1 条および第 45 条に基づき登録を拒絶しました。スラッシュ（/）は単なる空白とは異なり、商標の意味を変える可能性があると判断されたためです。

これに対し、出願人は反論を行い、さらに別の使用証拠「C-Sharpe Co, LLC」（使用証拠 2）も提出しましたが、こちらも出願商標と一致しないとして同様に拒絶されたため、TTAB に対し不服を申し立てたケースです。

TTAB は、使用証拠 1 の「C/SHARPE」は出願商標「C SHARPE」と実質的に同一の

表示であると判断しました。TMEP（商標審査マニュアル）§807.14(c)において、「引用符、ハイフン、ピリオド、カンマ、感嘆符などの句読点は、通常、商標の商業的印象を著しく変更しない」とされている点を引用し、スラッシュの使用が出所識別力に影響を与えるものではないと結論づけました。

その結果、TTAB は使用証拠 1 が使用証拠として要件を満たすとして、使用証拠 2 には言及することなく、審査官による拒絶を取り消しました。

Finnegan INCONTESTABLE BLOG 内掲載先はこちらをご参照ください。

本件とは異なり、以下のケースでは、「゜」（度数記号）が商標の印象を変えるとして使用証拠とは認められませんでした。

In re Yale Sportswear Corp., 88 USPQ2d 1121 (TTAB 2008)

登録商標：UPPER 90

使用証拠： 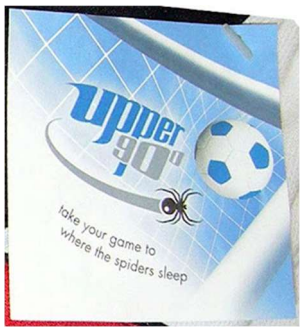

（UPPER 90゜）

⇒使用証拠として認められない

・度記号が明らかに前の数字「90」を修飾しているように認識される。

・「90 度」という意味であることが明確になり、商標の全体的な印象を著しく変える。

なお、米国においては、重大な変更（Material Alternation）ではない限り、商標自体の修正が可能です（TMEP 807.14）。変更後の商標は、元の商標の本質を変えず、本質的に同一の商業的印象を与えるものである必要があります。

修正が material alteration であるか否かの一般的な基準は、「その修正後の商標が異議申し立ての機会を公平に与えるために再公表を必要とするかどうかです。」また、「更なる調査が必要となるか否か」も考慮要素の一つです。

ご参考までに、修正が認められたケース・否定されたケースを以下に列挙します。

＜修正が認められたケース＞

登録商標	修正後の商標	
AQUA STOP	AQUASTOP	Paris Glove of Canada, Ltd. v. SBC/Sporto Corp., 84 USPQ2d 1856, 2007 WL 2422997（TTAB 2007）
KELME	KELME	Jack Wolfskin Ausrustung Fur Draussen GmbH & Co. KGAA v. New Millennium Sports, SLU、797 F.3d 1363, 1370, 116 USPQ2d 1129, 1133-34（Fed. Cir. 2015）

＜修正が否定されたケース（重大な変更とみなされたケース）＞

登録商標	修正後の商標	
turbo	TURBO	CTB, Inc., 52 USPQ2d 1471（TTAB 1999）
TACILESENSE	TACTILESENSE 理由）登録商標は意味を有さないのに対し、変更後は「tactile」と「sense」を組み合わせたものと理解可能であるため	Who? Vision Systems Inc., 57 USPQ2d 1211, 2000 WL 33147118（Trademark Trial & App. Bd. 2000）
GOT STRAPS	GOT STRAPS? 理由）宣言文から疑問文へと意味が変わり、発音も変わるため	Guitar Straps Online, LLC, 103 USPQ2d 1745, 2012 WL 3561627（TTAB 2012）
in·vest·ments	INVESTMENTS	In re Dillard Dep't Stores, Inc., 33 USPQ2d 1052（Comm'r Pats. 1993）

４．おわりに

７月４日の独立記念日には、街のあちこちでパレードや花火が行われ、星条旗を手にした人々でにぎわいました。ワシントン D.C.ではナショナルモールで大規模な花火大会が開催され、近隣でも盛大に花火が打ち上げられていました。研修の合間にこうした文化に触れられることも、貴重な経験のひとつだと感じています。

井出　麻衣子